

岩倉市指定袋

製造等に関する承認申請を受付します

岩倉市では、現在ごみと資源の排出に使用している指定収集袋の材質・形状等を変更し、平成27年10月1日から新しい「指定袋」を導入します。この「指定袋」の製造等を行う方からの承認申請を平成27年4月1日から受付します。

承認取得を希望される方は、下記内容及び別添資料をご理解の上、必要書類を添付して承認申請を提出してください。

指定袋の規格など

(詳細は別添資料をご覧ください)

- 種類 「燃やすごみ用」「破碎ごみ用」「プラスチック製容器包装資源用」の3種類
- 色・容量 「燃やすごみ用」…乳白色半透明(緑字)で10ℓ・30ℓの2種類
「破碎ごみ用」…無色透明(赤字)で10ℓ・30ℓの2種類
「プラスチック製容器包装資源用」…青色透明(黒字)で30ℓ・45ℓの2種類
- 価格 市では指定袋の規格を定めるのみであり、販売価格は定めません。
(市場価格による流通とします)

承認対象

承認対象の方は、指定袋を製造、輸入又は販売しようとする方で次の条件を満たす場合です。

- ・家庭用品品質表示法第3条の規定に基づく表示をしようとする方
- ・製造、品質管理及び流通に十分留意し、自ら又は小売店に対して販売し、円滑な販売が行える方

承認申請の受付

(詳細は「岩倉市指定袋に関する要綱」をご覧ください)

- 受付期間 平成27年4月1日(水)から
- 提出書類
 - ① 指定袋承認申請書(様式第1)
 - ② 〔法人〕: 定款の写し及び法人登記全部事項証明書、〔個人〕: 住民票の写し
 - ③ 承認を受けようとする袋の仕様書・大きさ等の図面及び見本品
(材質、寸法、厚さ、袋の色、袋及び外装袋のデザインがわかるもの)
 - ④ 予定製造販売数量及び予定販売店名の一覧など流通予定のわかるもの
 - ⑤ 使用する顔料及びインクの成分証明書、厚さ及び強度の試験成績書
- 受付場所 岩倉市清掃事務所 1階事務所
(問合先) 岩倉市市民部環境保全課廃棄物グループ(清掃事務所)
住所: 岩倉市石仏町稲葉1番地 電話: 0587-66-5912

市は、申請内容について審査し、承認する場合は承認番号を付して指定袋承認書を順次交付します。

承認取得後については、下記に従っていただくようお願いします。

指定袋の製造・流通について

平成27年10月1日以降、岩倉市民が指定袋を使ったごみ出しが円滑に開始できるように製造及び流通に努めてください。

小売店にて、9月1日には店頭販売が開始されるように準備を進めてください。

承認事業者の責務など

※「岩倉市指定袋に関する要綱」に規定

【承認事業者の責務】

指定袋の製造、品質管理及び流通に十分留意し、自ら販売し、又は小売店等に対して販売し、円滑な販売が行われるよう努めなければならない。

毎年、前年度の製造販売数量等を指定袋実績報告書（様式第6）により、指定袋及び外装袋の見本品を添えて報告しなければならない。

【変更の届出】

申請事項に変更が生じた場合、速やかに指定袋変更届（様式第4）を市長に提出しなければならない。

【廃止の届出】

指定袋の製造、輸入又は販売を廃止しようとするときは、市長に指定袋承認書を返還し、指定袋廃止届（様式第5）を提出しなければならない。

【改善の指示及び承認の取消し等】

- ・市長は、承認した指定袋が第2条に規定する規格に適合しないと認めるときは、製造者等に対しその改善を指示する。
- ・市長は、改善の指示を受けた者が当該指示に従わないときは、承認を取り消し、当該事実を公表することができる。
- ・承認の取消しを受けた者は、直ちに承認書を市長に返還しなければならない。
- ・市長は、承認を取り消された者及び承認を受けていないのに承認を受けた者として指定袋の製造、輸入又は販売をした者に対し、その事実が判明した日から2年間指定袋の製造等の承認をしないものとする。